

平成25年生駒市議会（第2回）臨時会議案

平成25年5月9日

生 駒 市

平成 25 年生駒市議会（第 2 回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 34 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	1～3
議案第 35 号	平成 25 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）	4～8

議案第 34 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成25年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成25年5月9日提出

生駒市長 山下 真

専第 1 号

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 22,500円

第8条第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 7,200円

第23条第1号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 15,750円

第23条第1号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 5,040円

第23条第2号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 11,250円

第23条第2号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,600円

第23条第3号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 4,500円

第23条第3号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,440円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成 25 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）

平成 25 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 175, 590 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36, 295, 590 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表地方債補正」による。

平成 25 年 5 月 9 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		1,990,806	15,813	2,006,619
	2 県補助金	549,705	15,813	565,518
19 繰越金		300,000	1,977	301,977
	1 繰越金	300,000	1,977	301,977
21 市債		3,147,800	2,157,800	5,305,600
	1 市債	3,147,800	2,157,800	5,305,600
歳 入 合 計		34,120,000	2,175,590	36,295,590

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		12,219,409	17,790	12,237,199
	2 児童福祉費	5,580,196	17,790	5,597,986
10 公債費		3,528,928	2,157,800	5,686,728
	1 公債費	3,528,928	2,157,800	5,686,728
歳 出 合 計		34,120,000	2,175,590	36,295,590

第 2 表 地 方 債 補 正

追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策 (借換分)	2,157,800	証書借入	1.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	債権者である銀行と協定するものとする。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	522,537	15,813	538,350	2 児童福祉費補助金	15,813	保育所施設整備費補助金
計	549,705	15,813	565,518			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	300,000	1,977	301,977	1 繰越金	1,977	前年度繰越金
計	300,000	1,977	301,977			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 臨時財政対策債	2,291,000	2,157,800	4,448,800	1 臨時財政対策債	2,157,800	借換債
計	3,147,800	2,157,800	5,305,600			

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		その他			
				国県支出金	地方債				
1 児童福祉総務費	2,934,947	17,790	2,952,737	15,813 (県補)		1,977	19 負担金補助及び交付金	17,790 私立保育所等施設整備費補助金	
計	5,580,196	17,790	5,597,986	15,813		1,977			

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		その他			
				国県支出金	地方債				
1 元金	3,235,928	2,157,800	5,393,728		2,157,800		23 借入金利子及び割引料	2,157,800 臨時財政対策債借換元金	
計	3,528,928	2,157,800	5,686,728		2,157,800				